

京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 314 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国や関係団体から配分される公的研究費について、本学における研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第 2 条 学長は最高管理責任者として、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任を負う。

2 最高管理責任者は、第 3 条に規定する統括管理責任者及び第 4 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第 3 条 副学長は統括管理責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括し、研究費の不正使用を防止するため適切な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、この規程に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者等)

第 4 条 医学研究科、保健看護学研究科及び看護学科（以下「医学研究科等」という。）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、医学研究科については研究部長、保健看護学研究科及び看護学科については看護学科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 医学研究科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、医学研究科等の公的研究費の運営・管理に関わる研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) コンプライアンス教育の受講の機会等に医学研究科等の公的研究費の運営・管理に関わる研究者等から不正を行わない旨の誓約書を徴取する。

(4) 医学研究科等において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 次に掲げる者は、コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンスの推進業務を行う。

(1) 京都府立医科大学組織細則（平成 20 年京都府立医科大学規則第 3 号。以下「組織細則」という。）第 6 条第 3 項に規定する科目責任者

- (2) 組織細則第4条第2項の規定により看護学科の講座を担当する教授等
- (3) 組織細則第53条第2項の規定により附属脳・血管系老化研究センターの部門を管理する教授等
- (4) 京都府立医科大学大学院中央研究室管理運営に関する規程第2条第4項に規定する部門長

(各責任者の責務)

第5条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となることに留意するものとする。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、この規程とともに関係法令及び本学関係規程等を遵守し、公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に周知を図る。

(職務権限の明確化)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(相談窓口の設置)

第9条 使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、応募・申請手続きに関する情報は情報・研究支援課、経理（調達・支払・検収等）に関する情報は経理課に設置するものとする。

(通報（告発）窓口の設置)

第10条 不正使用等に関する学内外からの通報（告発）の窓口を設置する。

- 2 通報（告発）窓口は情報・研究支援課に設置する。
- 3 不正に係る情報は適切かつ速やかに最高管理責任者及び附属病院長（医業に係る臨床研究に関するものに限る。）に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 4 不正に係る調査の手續に関する要領を別途定める。

(不正防止計画の策定及びその推進)

第11条 不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画を適切に推進するため、不正防止計画推進部署を設置する。
- 3 不正防止計画推進部署は、研究委員会委員、経理課及び情報・研究支援課の職員で構成する
- 4 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者の指導監督の下、研究質管理センターと協調し、主体的に不正防止対策を講じる。

5 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者の指示の下、適宜、モニタリングを実施し、証拠書類の確認、関係者へのヒアリング等を行う。

(監査の実施)

第 12 条 内部監査部門は、研究委員会委員、経理課及び情報・研究支援課の職員で構成し、最高管理責任者の指導監督の下、不正防止計画推進部署、法人本部内部監査員と連携して内部監査を実施し、会計書類の検査等のほか、モニタリングが有効に機能しているかなども確認・検証する。

(発注・検収体制の整備)

第 13 条 適正な発注・検収業務体制を構築するため、物品取扱者等第三者によるチェックを徹底するとともに、経理課に設置する物品検収・支援センターにおいて、公的研究費に係る物品等の納品検収及びこれに関連するデータの入力業務等を行う。

(関係者の意識向上)

第 14 条 各責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対する説明会の開催等により、使用ルールの周知徹底や適正な管理・運営に対する意識の向上を図る。また、研究者等の行動規範を策定する。

(取引業者への対応)

第 15 条 本学における公的研究費に係る取引業者は、本学が求めた場合は、不正に関与しない旨の誓約書を提出しなければならない。

2 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

(その他)

第 16 条 この規程に定められた内容については、今後適宜、見直し及びその具体化を行い、また必要な要領等の整備に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。